

に強く指導するとともに、抜き打ち立入検査を導入し、航空運送事業者に対する監視・監督の強化を図った。

5 航空機の経年化対策の強化

長期間使用される航空機が増加しているため、各国政府、航空機製造者、運航者等において経年化対

策が進められている。

我が国においても、従来各航空運送事業者に対し、航空機の点検・整備の強化、改修の促進等を指示するなど所要の対策を講じてきており、特に構造強度の改善、腐食防止、電気配線の経年化対策等については耐空性改善通報等により、措置の強化を図った。

第4節 救助・救急活動の充実

1 搜索・救難体制の整備

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な搜索・救難活動を行うため、東京空港事務所に設置されている救難調整本部と搜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については、空港管理者による消防施設の整備を始め、所要の措置を講ずるよう指導した。

国土交通省においては、空港消防力の充実強化を図るため、鹿児島、新潟、松山、北九州空港の化学消防車を大型化更新配備及び高知空港の化学消防車を更新配備するとともに、稚内空港については、空

港用給水車を新規配備した。

さらに、「空港保安防災教育訓練センター」においては、空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに、消火戦術等の研究等を推進した。

空港における救急医療体制については、函館、新潟、大分、鹿児島、熊本、宮崎空港の救急医療資器材搬送車について更新配備を行うとともに、年次計画に従い、東京、大阪の治療用テントを更新するなど、救急医療に必要な医療資器材の配備等を進め、救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるように関係医療機関との連携の強化を推進した。

また、早期に応急手当を実施するため、空港職員の応急手当講習の受講を推進した。

第5節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図った。特に、大規模事故が発生した場合には、警察、医療機関、地方公共

団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援することとしている。

第6節 防衛省における航空交通安全施策

防衛省は、航空交通の安全を確保するため、航空法の規定の一部が適用を除外されている自衛隊が使用する航空機、自衛隊の航空機に乗り組んで運航に従事する者、自衛隊が設置する飛行場等について基準を定めるなど必要な措置を講じている。

また、自衛隊において航空事故が発生した場合には、専門的な事故調査委員会等において徹底的な原

因究明を行った後、調査結果を踏まえ所要の再発防止対策を実施している。

なお、事故防止策の強化の観点から、飛行隊長等に対する補職前の安全教育の充実やメンタルヘルス施策を始めとする各種施策にも取り組んでいる。